

Title	カントと状況倫理の問題：虚言論をめぐって
Sub Title	Kant und Situationsethik : einige Probleme, die aus der Lehre Kants über Lüge hervorgehen
Author	小松, 光彦(Komatsu, Mitsuhiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1975
Jtitle	哲學 No.63 (1975. 2) ,p.19- 37
JaLC DOI	
Abstract	1. Vorrede der Hintergrund dieses Themas 2. Von Über ein vermeintes Recht, aus Menschenliebe zu lügen (1797) - die Richtung der Kantschen Fragestellung 3. Zum Beschluss - Zwei Richtungen der Problematik und die unerorterte Probleme
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-0000063-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カントと状況倫理の問題

— 虚言論をめぐって —

小 松 光 彦

1. はじめに——問題の背景

カントの倫理思想に関してこれまでに現われた広範多岐にわたる論評や批判の類は、歴大な数に上るものと思われる。しかし、今日なおそのような試みがことさら注目にあたいる意義を持ち得るととすれば、それは就中次のような問題設定を背景とした場合であろう。すなわち、単なる「形式」によってのみ基礎づけられたカントの倫理学は現実のわれわれの倫理的経験の場でいかなる意義を持つのかという問題、換言すれば、行為の結果を顧ることなく「心術」それ自体を絶対的動機とし、それに基いて道徳法則を立て、それに服従し、そのことによって世界の中でいかなる災禍が惹き起されようと無頓着なままでいられるカント的倫理意識は、われわれの実際上の行為の選択といかなる関係を持ち得るのかという問題がそれである。それというのも、現実の倫理的経験の場に立つ限り「人間は、その心術のゆえに全面的に善であるのではなく、自分の行為の結果にも無関心たりえない」とすれば、カント的な《Gesinnungsethik》に対立する《Erfolgsethik》の可能性が十分考えられ得ると思うからである¹⁾。

以上のような視角からみた場合とりわけ興味深い主題は、今日「状況倫理」(situation ethics, contextual ethics, etc.) という語で呼ばれている立場から提起された問題²⁾ に対してカント倫理学はいかに応え得るか、あるいは、カントの取り組んだ問題と「状況倫理」の問題とはどのような関係にあるのかということである。

ここで前もってことわっておきたいのだが、本稿では「状況倫理」という語を、特定の思想潮流、学派を指すものとしてではなく³⁾、「原則倫理」ないし「理念倫理」の対概念を意味するものとして広い意味で用いたいと思う。後者はいうまでもなく、時空を越えてあらゆる人間に等しく妥当するとされる永遠不変の原則もしくは理念としての倫理を意味するものである。このような観点から従来の倫理学はおおむね、倫理の問題を個別的状況を離れてできる限り普遍妥当的に基礎づけようと努めてきたと云い得るように思う。このような立場においては不可避免的に、多少とも人間生活の現実を軽視する傾向が認められる。これに反して、倫理の問題を単に原則的・理念的に考察するというよりはむしろ人間生活の現実的諸条件に即して取り扱い、個々の主体に課された切迫した問いとして個別的状況に即して考えようとするのが「状況倫理」の立場であると云ってよい。従って「原則倫理」が「一般に善とは何か」、「一般に人間はどうあるべきか」を問題とするのに対して、「状況倫理」は「わたしはいまこの状況において何を行なうべきか」、否むしろ、いくつかの行為の選択可能性を前にして「どの行為を選ぶべきか」を問おうとするのである。

さて、いま述べた区別に従えば、およそ考え得る限りでの最も徹底した原則倫理の追求者とみられるカントと状況倫理的な問いを結びつけて考えることは、外見上いかにも奇異で不毛な試みのように思われるかもしれない。しかし、カント倫理学の体系的・方法論的要請とは別に、カント自身は、同時に感性的でもある理性的存在者としての人間の時空的に限定された特定の状況における倫理的問いを等閑に付したわけでは決してない。むしろ彼は随処でそれに触れており、晩年にはその種の問題をめぐって実際にフランスの或る著名なイデオログとの有名な論争に巻込まれてさえいるのである⁴⁾。たとえ「カントの定言的命令と、彼の具体的道徳的要請との間には一つの飛躍があり、前者は永遠の根源をいい当てているが、後者の大部分は、実際にすぐれてはいるものの、ドイツ十八世紀の歴史的に制

約された倫理意識の表現である⁵⁾」という或る論者の主張が正しいとしても、今日われわれが具体的状況の中で直面している倫理的問いに対してカントの倫理学はどこまで応えてくれるのか、あるいは応えてくれないのかという限界を見定めることは、必ずしも無益なことではないであろう。しかし、もとよりこれは遠大で多角的なパースペクティブを必要とする困難な仕事である。この小論ではさしあたり、前述のカント晩年の論争から生み出され、それ以来今日に至るまでしばしば論議の的になっている有名なカントの小論文「Über ein vermeintes Recht, aus Menschenliebe zu lügen⁶⁾」(1797)をとりあげ、その中で論議されている善意の虚言という身近な事例を通して、状況倫理の立場からの問題設定とカントのそれとの関係について考える手懸りを求めてみたいと思うのである。

2. 『嘘をつく権利 u. s. w.』について——

カントの問題設定の方向⁷⁾

著名な哲学者の中でもとりわけカントは、生前死後を通じて甚だしい誤解にさらされてきたといわれる。しかも極度に難解な認識批判の分野においてならともかく、比較的明快な倫理学の分野においてさえ、しばしばひどく奇妙な解釈が提出されてきたようである。とりわけ彼の倫理思想に極端な Rigorismus の烙印を押すために格好の論拠としてよく照会されるのが、虚言に対する彼の態度である。どのような事情の下にあらうともうそをついてはいけないとする彼の断固たる態度が、倫理的規則に対して必要な例外を認めないという意味で、融通の利かない硬直した厳格主義もしくは状況を無視した原則主義の端的な現われとみなされるのである⁸⁾。他方彼の倫理学説を支持する側からも、虚言に対する彼の態度は彼自身の本来の合理的批判主義的な倫理学体系と相容れない私的信念に過ぎないとする見方、さらには、このような頑固な態度自体がすでに老年性短気の症候であるという批評までなされている⁹⁾。しかし、ここでこの種の論評にこれ

以上かかわりあういとまはない。むしろ本節では、すでにカントの生前から開始されたこの論争のそもそもの発端となった問題の論文に即しながら、虚言に関する彼の見解を再検討し、それが彼の倫理学体系に照らしていかなる意味を持つのかを探ることに、論議を限定したいと思う*。

* けだし「もしも一定の哲学における哲学的欠陥を確認することを余儀なくされる場合には、その哲学者の哲学的に全然重要でない人柄の中にその欠陥の根拠を求めるような形でこのことをなしてはならない。むしろ当の歴史的問題設定それ自体の確認されるべき一定の有限性が問題とされなければならない¹⁰⁾」と考えられるのである。

早速テキストに添って、いくつかの問題点を摘出してみることにする。

この論文は、フランスの著名な政治家で作家でもあるベンジャミン・コンスタン¹¹⁾が1796年5月に著した『政治的反動について』(Des réactions politiques)なる小冊子への反論という体裁をとっている。前置きなしでいきなり開始されるポレミックな調子の議論が何よりも雄弁にその成立事情を物語っているかにみえる。コンスタンは、いわゆる「善意のうそ」(gutmütige Lüge)をひきあいに出し、それが不可避となるようなぎりぎりの状況においてカントの倫理学説の徹底した原則主義が行き詰まり自己矛盾に陥ることを批判しようともくろんでいる。ところが、これを反駁するカントの論法が甚だ屈折しており、多義的な表現や推論上の飛躍、論点のズレ等をかなり残していることが、多くの異なった解釈や果てしない論争を生む原因の一つとなっているように思われる。しかし、内容を子細に検討してみると、その晦渋さ、歯切れのわるさの背後には、一部の論者が指摘するカント自身の老齢や感情の高ぶりという事情だけに必ずしも帰すことのできない、問題それ自体の微妙さ、複雑さがひそんでいるように思われてくる。

カントはまず、コンスタンの主張の論拠となっている権利と義務との対応という考え方をとりあげ、そこに第一の誤謬(πρῶτον ψεῦδος)があると

指摘する¹²⁾。コンスタンによれば、「本当のことを云うこと」(die Wahrheit zu sagen) つまり虚言しないことはなるほど一つの義務であるとしても、それはこの義務に対応する権利に対してのみ、すなわち「本当のことに対する権利」(ein Recht auf die Wahrheit) を持つ者に対してのみ妥当するに過ぎない¹³⁾。従って、カントの考えるような普遍妥当的な義務とはみなされない。例えば、人は誰でも「他人に損害を与えるような本当のことに対する権利」を持たないが故に、行為主体としての自他の相互関係がそのような状況にある場合には、本当のことに対する(本当のことを告げられる)権利も本当のことを云う義務も成立しないことになる。このような場合の極端な事例として、コンスタンは、「われわれの友人を人殺しが追いかけてきて、友人が家の中に逃げ込まなかったかとわれわれに尋ねた場合」を挙げている¹⁴⁾。その場合にカントに従って、「本当のことを云うこと」は義務であるという倫理的原則を無条件に適用したとすれば、われわれはみすみす友人を見殺しにする結果となり、われわれ自身そのことに対する責めを免れないであろうし、このような事態が一般化すれば、およそあらゆる社会の存立が不可能になるということまでコンスタンは示唆している¹⁵⁾。

これに対するカントの反駁はすこぶる屈折したものであり、fair でないとは云わないまでも、少くとも通常の議論の展開に反した不自然な飛躍があるという批評は免れ得ないであろう¹⁶⁾。カントは、コンスタンの論拠となっている権利と義務との対応という考え方を誤謬として斥ける論拠を得ようとして、「本当のことに対する権利」という表現を槍玉にあげ、このような表現はナンセンスであると非難している。何故なら、そういう云い方をすれば「一般に与えられた命題の真偽がその人の意志次第になる」という奇妙なことが生じるだろうとカントは云うのである¹⁷⁾。しかしながらこの表現でコンスタンが云おうとしていることは、前後の文脈からみて、決してカントの云うような「客観的に真理に対して権利を持つこと」では

なく、本当のことを云う義務に対応する本当のことを告げられる権利であることは明らかであり¹⁸⁾、カントのこの非難はあたらないと思われる。

むしろこの箇所におけるカントの真意は、コンスタンが問題にしようとしている「本当のことを云うこと」すなわち単に事実をありのままに述べるということに対して、行為主体としての人間の「自己自身の真実（誠実さ）」(eigene Wahrhaftigkeit (veracitas)) もしくは「自己の人格における主観（体）的真理」(die subjektive Wahrheit in seiner Person) なるもの¹⁹⁾ を対置しようとするにあってのように思われる。そのことを通じて、コンスタンが現実の個別的状況の中で経験的に限定された対人関係の場において提起した虚言の問題を全く異なった次元に移し入れ、そこで超越論的な光源に照らし出されて顕わになってくる独自の意味を提示しようとするのではないかと考えられる。Wahrheit から Wahrhaftigkeit へという用語の置き換えの操作を通じて暗黙の中に要請されていることは、このような「虚言」自体の意味の転換であり、同時にわれわれ読者の側の視点の転換でもある。もしそのような解釈があたっているとすれば、カントによって虚言に関する論議の場が、時空的に限定された経験的世界における個別的行為選択の問題から自由な行為主体の内面における意志規定の問題へと移し変えられていることに、テキストのこの箇所の表現のぎこちなさの秘密、その不整合の隠れた真の理由があると云い得るであろう* → [図] 参照。そしてカントに虚言に関する問題設定自体のこのような転換を強いたものこそは、彼の批判哲学的倫理学体系を貫いているモチーフ及び探究方法であると思うのであるが、それに関しては次節であらためて触れることにする。

* Hofmeister は、この箇所でカントがとりあげるコンスタンの「本当のことに対する権利」という表現の中に含まれている次のような相互に異なる三つの問題を区別する必要性を指摘している²⁰⁾。

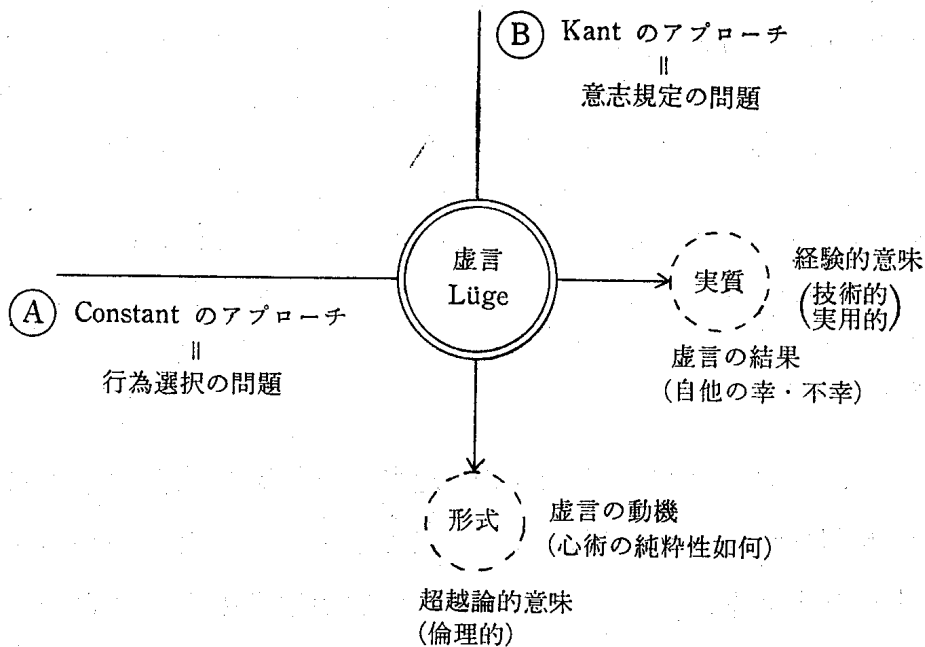
(1) 人は真実（主観的真理）に対する権利を持つか

(2) 人は真理に対する客観的権利を持つか

(3) 真理を告げられる権利というものが存在するか

カントはこの箇所では、これらのうち (1) には肯定的に、(2) には否定的に答えているが、コンスタンが問題にしている肝心の (3) についてはこの論文全体を通じて全く触れていない。これはまことに不可解なことであるが、今述べたようなカント自身の倫理学体系に fit させることをねらいとする問題設定自体の転換ということを仮定すれば、ある程度納得がいくように思われる。もちろん、このような操作が当面の論争の場において fair な態度であるかどうかということは、おのずとまた別の問題である。

〔図〕 <虚言> に関する二方向の問題設定の比較



さて、カントはコンスタンの提起した問題を彼自身の問題設定の中で、次の二つに定式化する。すなわち、

- (1) 人間は、自分が諸否 (Ja od. Nein) の回答を避けることができない場合に、不真実である権能 (権利) を持っているかどうか
- (2) 人間は、不法な強迫によって強いられた或る種の陳述においては、さし迫った自分自身もしくは他者に対する犯行を防ぐために、不真実である義務さえあるのではないか

という二つの問題がそれである²¹⁾。ここではまず何よりも、「虚言」が「不真実である（誠実でない）」(unwahrhaft zu sein) という表現に置き換えられている点が注目されるべきであろう。実際にはカントのこれに続く議論は専ら (1) をめぐって展開され、(2) に関しては直接論及されていないのであるが、それも、カントの問題設定においてはこれら二つの問題相互の区別はさほど重要でなく、むしろ行為主体の側の wahrhaft—unwahrhaft の区別に専ら論議の焦点が絞られた結果生じたことと思われる*。

* Paton は、カントがこの第二の問題を無視している理由として、コンスタンによって申し立てられた「嘘をつく権利」は倫理的義務によりもむしろ利害に基かざるを得ないという誤った仮定にカントが立っていることを挙げ、カントはこの誤った仮定の上に立って、自己の立場をそうでない場合よりもはるかに弁護し易いものにしていてと非難している²²⁾。これに対しては Hofmeister が、Paton はここでカントの「真理」と「真実」の区別の重要性を看過し、カントの “a right to be *untruthful*” という表現を “a right to tell an untruth” ととり違えているという鋭い指摘を行なっている²³⁾。しかし、Paton が指摘するような心理的動機がはたしてカントに全然はたらいいていなかったかという疑念はやはり依然として残るであろう。

ともかく、コンスタンが時空的に限定された特定の状況の中に立つ現実の一人の人間(Dasein)の立場から「本当ことを云うことは一つの義務である」と述べた事態を、カントは無制約的な道德法則のもとに立つ理性的存在者の立場から捉えかえし、避けることのできない陳述において真実であることは、すべての人に対する人間の形式的義務である」と把握する²⁴⁾。die Wahrheit zu sagen は、経験的世界に属する一つの行為として、われわれの eine Pflicht に過ぎない。他方 Wahrhaftigkeit in Aussagen は、倫理的行為主体としてのわれわれの叡知的性格に関わるものであるが故に、Pflicht überhaupt として一切の実質的原理を捨象した formale Pflicht でなければならない。このような視点に立つカントにとって、「虚言」はコンスタンにおけるのとは全く異なった意味を帯びる。すなわち、

虚言は、後者にとっては「本当のことを云うこと」の否定として一つの義務違反を意味するのに対し、前者にとっては「陳述において真実であること」の否定、つまり陳述行為における形式的原理の否定として義務一般を毀損するものであり、従って、道徳法則の意図的否認（「法則に対する尊敬」の拒否）によって倫理的行為主体の存立自体を危くするものなのである。

* Hofmeister は、ふつう「うそ」と呼ばれているものの中に含まれている二つの異なる意味層を「偽言」=偽りをいうこと (falsification) と「虚言」(lie) という二つの語を使い分けて区別している。そして、カントの立場からみれば、コンスタンのいう「虚言」なるものは実は虚言でなく「偽言」に過ぎないことを論証しようとしている²⁵⁾。すなわち、カントにとっては、「本当のこと=真」(truth)の反対は「偽」(falsity)であり、決して「嘘」(lie)ではない。偽が真であると信じられる場合、われわれはそれを「誤謬」(error)と呼ぶ。ところでカントによれば、真も誤謬もただ判断においてのみ、すなわち、対象とわれわれの悟性との関係においてのみ見出される。その場合に偽言は、誤った判断の原因になり得るに過ぎない。しかるに偽言が誤謬の他の可能的原因から区別されるのは、多くの場合それが或る種の意図 (intention) に基いているが故である。つまり偽言は、それが関係するところのこの意図の種類によって、[善悪という]倫理的性格を得るのである。従って、偽言それ自体は善でも悪でもなく、ただ偽言に対する意志の関係のみが、善もしくは悪であり得るのである。当然そのような意味での善悪は、偽言が認識論的に可能であることが前提されている場合にはじめて生じる。従って、ここで善悪が問われている「虚言」なるものは、そのような偽言の可能性についての意識に関してのみ問題になり得るといわねばならない。要するに、偽言が客観的な知識 (knowledge) に関する事柄であるのに対して虚言は主体的な意識 (consciousness) に関わる事柄であり、両者は異なったレベルの問題である。それ故、虚言は偽言をいわば利用するのではあっても、それ自体は「陳述における不真実」に基くものなのである。そして反対に、行為主体の意識が己れの知識の限りを尽して最善の努力を払うことこそ、「良心的であること」(conscientiousness) が意味するものに他ならない。

以上のような含みを持ってカントは虚言をただ「他人に対して故意になされた虚偽の言明」と定義し、他人に損害が及ぶ可能性というような経験的要因を、その定義から厳しく排除している²⁶⁾のだと考えられる。それ故

その後の箇所²⁷⁾で「陳述の真実性(誠実さ)がその家の住人に損害を与えたということは、単なる偶然 (casus) であり、……自由な行為 (eine freie Tat) ではない」、何故なら「本来彼自身〔行為主体〕が被害者に損害をあたえる (tut) のではなくて、むしろ偶然がそれをひき起こす (verursacht) のであり」、「その人〔行為主体〕はこの場合決して自由に選択するのではない」からであると説明されるのも、その思考の筋道からいってむしろ当然のことである。そのような行為主体にとって偶然的な要因は、すべて経験的世界を貫く自然的因果のメカニズムに従属しており、従って、倫理的意味が問われるべき問題領域ではないと考えられるのである。カントがコンスタンを、「……本当のことを云うことによって他人に損害を及ぼす (schadet, nocet) 行為を彼がその人に不正を犯す (Unrecht tut, laedit) 行為と混同している」と批難している²⁸⁾のも、このような理由に基くものと思われる。とまれ、このようなカントの論法に、彼の倫理学に固有の「道德の形而上学」としての問題設定の、方向と限界が如実に現われていると思う。

カントによれば、「善意のうそ」におけるいわゆる「善意」は、無制約的に善なるものとして彼自身の倫理学の原理をなす善き意志 (guter Wille)²⁹⁾ では決してあり得ない。それは、それ自体で善である超感性的な純粹意志の原理ではなく、むしろ自然的諸性質によって制約された、経験的意味での心理的能力に過ぎない。しかもこの場合それは、「自分の利益のためにもうそをつくよう他人に要求する権利³⁰⁾」に対応するものに他ならないのである。しかるに、そのような権利は、定言命法の内容をなす合法則性の形式を損なうものと云わなければならない³¹⁾。この場合に虚偽の陳述(偽言)という行為を通して「善意」が目指すもの(例えば、友人の危難の防止)は、その行為の結果如何にかかっている。ところでカントによれば、「行為がある可能的な意図のためか、あるいは現実的な意図のために善である」ことを示す命法は仮言命法に他ならない³²⁾。従って、いわゆる「虚言」(カ

ントからみれば実は、偽言) によって友人の危難を救うことを命ずる命法は、技術的なものか実用的なものか、それとも両方の性質を備えたものかについては議論の余地があるとしても、いずれにしても倫理的命法としての無制約的な実践的必然性を持ち得ないことは明らかである³³⁾。

要するに、カントからみれば、「善意のうそ」に関するコンスタンの主張は、もともと倫理的原理を適用し得ない問題領域に倫理的(善悪の)判断を持ち込もうと企てる誤りを犯しているのみならず、「道徳の最高原理³⁴⁾」の意図的否認もしくは曖昧化によって「義務一般の最も本質的な部分において不正をなしている³⁵⁾」ことになる。つまり「純粹意志の理念と原理³⁶⁾」という倫理的行為主体の存立基盤を見失なうことによって、最も根元的な意味での不正、すなわち「人類一般に加えられる不正³⁷⁾」をなしているのである。このような意味においてのみ、虚言しないことは「神聖で、無制約的に命ずる理性命令である³⁸⁾」とカントは云うのである。

3. 結びにかえて——二つの問いの方向と残された問題

前節では、『嘘をつく権利 u. s. w.』におけるカントの虚言論を、できるだけ彼自身の倫理学的根本思想の構造に即しながら理解するように努めてきた。しかし、そのような理解は、むしろ問題それ自体の解決を意味するものではない。かえってこれまでの考察は、この問題に対するコンスタンとカントの視点のズレを一層鮮明に際立たせる結果になったようである。この食い違いは根本的なものであって、そもそも倫理学とは何かというその性格規定に関わるものである。虚言をめぐる論争の表面に現われた両者の見解の対立は、そうした基盤をぬきにしては論ずることができない。両者はもともと全く異なった問題設定の上に立って発言しており、決して同一のレベルで問題を捉えてはいないからである。従って、虚言をめぐるここでの論争の真の意味を理解するためには、われわれは是非とも、両者によって立つ問題設定の相違とそれに応じた探究の目標と方法の違いに關す

る問題にまで遡って考えてみなければならない。カントとコンスタンそれぞれの問題設定の根柢にある倫理的関心方向の違いを簡単に定式化すれば、次のように云うことができるであろう。すなわち、前者は、彼自身の批判的超越論的哲学体系において重要な位置を占める道德の形而上学の主要なモチーフとして、「道德の最高原理」の基礎づけを目指している、それに対して後者は、あくまでも、現実の経験的世界で遭遇する個別的状況の中での最善の「行為の実現」に関心を寄せている。この点だけに限って云えば、コンスタンは今日の「状況倫理」の主唱者とかなり類似した問題の捉え方をしているとみておいてよいと思うのである³⁹⁾。

さて、前節で論じたように、虚言を「陳述における不真実(不誠実)」として、陳述行為における形式的原理(行為主体の心術の純粹性)に関わる問題と捉えるならば、われわれはカントの主張を一応了解し得ると思う。その場合には、虚言の禁止はまさに「無制約的な理性命令」としてア prioriに明らかであり、それを認めるのに何らの経験的知識も必要ではない。しかし、われわれが自己の置かれている個別的状況においてそのつどどのように行為(例えば、陳述)すべきかということは、行為の実質を顧慮することなしに単にその形式的原理にのみ基いて自動的に規定されるというわけにはいかないであろう。この問いに答えるためには、何としても行為の実質に関わる経験知が不可欠である。カントに対するコンスタンの抗議、「状況倫理」の立場からする「原則倫理」批判も、この点を衝いたものと考えられる。しかし、カントがこの点を無視していたとは考えられない。たしかに彼が原理の基礎づけを目指す過程で経験知を除去するとしても、それは、原理の適用における経験知の意義を否定することを決して意味しないであろう⁴⁰⁾。

基礎づけられた原理の人間の現実への適用の仕方を向うことは、実際にカントにとって《Die Metaphysik der Sitten》(1797)の重要な課題であったようである⁴¹⁾。しかしこの著作においても、カントは虚言を das

Widerspiel der Wahrhaftigkeit として「単に道徳的存在者〔倫理的行為主体〕(自己の人格における人間性)と見られた限りでの自己自身に対する人間の義務の最大の毀損⁴³⁾」と定義するにとどまっている。ここでもカントは虚言の問題を取り扱うに際して、虚言によって生じる自己及び他者の損害を考慮の外に置き、専ら「自己自身の人格における人間性の尊厳の毀損」に照準を絞っている。彼はその理由として、虚言においてもし損害が問題になるならば、「それは単に伶俐の過失(Klugheitsfehler)として実用的格率に矛盾するに過ぎず、倫理的格率には矛盾しない⁴³⁾」ことになること述べている。カントにとっては、あくまでも「——虚言は自己の人間としての尊厳の放棄であり、いわば絶滅である⁴⁴⁾」。この箇所でもカントは、『嘘をつく権利 u. s. w.』とほぼ同一線上で問題を捉えているのは明らかである。カントにとって虚言が倫理的意味を持つのは、決してそれによって生じる結果(たとえ友人の生命の危険というようなものであったとしても)によるのではなく、どこまでも倫理的行為主体の存立可能性に関わるものなのである。

ここにおいてもカントの議論と状況倫理の問題はうまく噛み合わないのであるが、カント自身がわれわれの日常生活において不可避となるような(「窮余の」もしくは「善意の」)方便としてのうその問題を決して解決済みであるとは考えていなかったことは、その「決疑論的問題」における多分に両義的な表現からもうかがうことができる⁴⁵⁾。それにもかかわらずカント倫理学が現実の行為選択の問題について「何を為すべきか」という積極的提言を含み得ない理由としては、やはり前にも触れたように、その倫理学を根本的に方向づけている「道徳の形而上学」という枠組による制約を挙げなければならないであろう⁴⁶⁾。

しかしカントにおいては、一般に実践的認識の対象は自由と法則の綜合あるいは実質的原理と形式的原理の綜合であると考えられている⁴⁷⁾。定言命法がアプリアリな綜合命題である⁴⁸⁾のは、そのことを端的に表わしてい

るといってよい。この問題に立ち入る余裕はもはやないのであるが、このようなカントの根本思想を顧るとき、ここで少なくともただ一つの点だけは確認しておかなければならない。すなわち、カントは己れが基礎づけを目指した「道徳の最高原理」だけから一切の行為を形式主義的に演繹できるとは決して考えていなかったという点がそれである。かえって、具体的な行為の選択は、倫理的格率に加えて個別的状況と不可分の技術的格率や実用的格率をまっしてはじめて可能になるものである。倫理的厳密主義は決して道徳主義的厳格主義と同じものではない。むしろ反対に、前者はわれわれの歴史的経験的倫理意識に付着している非合理的な道徳感の徹底した批判を通じて、われわれを倫理的行為主体の意志の自律の立場に立たせると同時に、自己の具体的な行為が定位すべき状況の合理的分析に向わしめるものである。それはわれわれを硬直した道徳主義的偏見から解放し、行為の選択に際して柔軟な態度をとることができる前提をつくり出すのである。このようにカントの立場は、個別的状況における行為の自由な選択に対して常に開かれていると考えられる⁴⁹⁾。他方、もし決疑論的に、ある特定の状況においては虚言がなされるべきであるという格率が予め採用されるならば、そのことによって当の状況は固定的に捉えられ、その中におけるわれわれの対応の仕方も固定化されてしまう。そうなれば、自由な行為の選択としての倫理的決断は奪い去られ、われわれはもはや倫理的行為主体であるよりも、自動式繰り人形に過ぎなくなるであろう。このような意味からも、「状況倫理」が状況に応じた個別的判断を重視する⁵⁰⁾ことはむしろ正しい。しかし、その判断の基準が専ら「状況の中でのふさわしさ(fittingness)⁵¹⁾」にのみ求められるとき、こんどは所与の状況自体がそのつど運命的に受け容れられねばならぬ自明の前提とされ、ついには物神的に絶対化されてしまう危険がある。もしそのようなことが起るとすれば、実践的命題は分析的となり、個々の行為がそれを包摂する状況（もしくは諸状況の総体としての「運命」）の函数に過ぎなくなるであろう⁵²⁾。そこに

においては、技術的あるいは実用的格率のみが勝ち誇り、倫理的格率は影をひそめてしまう⁵³⁾。その場合に「適切な行為」とは、たかだか所与の状況への最も効果的な適応を意味するに過ぎないと思われる⁵⁴⁾。この点に、状況主義にとっての危険な陥穽があると云い得るであろう⁵⁵⁾。自由な行為においては、その担い手とともに行為それ自体のうちに超越論的契機すなわち所与の状況をのりこえるという契機が含まれなければならない。自由の概念を倫理学の根柢に据えるカントにとって、倫理的命法としての定言命法は決して所与の状況の中での最適の行為を命ずるにとどまるものではなく、かえって、必然（必要）の国もしくは手段の国としての所与の状況を超えて自由の国、目的の国を志向する行為を命ずるものであったことが銘記されるべきであろう。

註

- (1) Jaspers, Kant *in*: Die großen Philosophen, 1. Band, R. Piper & Co. Verlag, München, 1959, S. 490 ff. 重田英世訳『カント』（理想社）昭 37., 184-189頁.
- (2) 例えば, D. ボンヘッファー『倫理学』1949 (森野善右衛門訳『現代キリスト教倫理』, 新教出版社, 1962), H. R. ニーバー『買任を負う自己』1963 (小原信訳, 新教出版社, 1967), J. フレッチャー『状況倫理』1966 (小原信訳, 新教出版社, 1971) 等を参照.
- (3) この小論では、むろん、西欧の伝統的なキリスト教倫理思想史を背景として現われた「状況倫理」の立論及び思想内容自体を正面から論評する意図も準備もない。ただ、通例この立場からなされるカントの「原則倫理」批判の中に散見されるカント倫理学の誤解もしくは曲解と思われる点に限って、この小論が若干の comment となり得ることを願うのみである。
- (4) 次節参照.
- (5) Jaspers: *op. cit.*, S. 490. 邦訳 184 頁.
- (6) 『人間愛からならうそをついてもよいという誤まって信じられた権利について』, Kants Werke (Akademie Ausgabe) Bd. VIII (以下巻数のみ記す), SS. 423-430. 本稿では『嘘をつく権利 u. s. w.』と略記する。尚, 邦訳理想社版カント全集を参照した。

- (7) 本節は、カントの虚言論を扱った多くの文献の中でも、とくに次の二つのモノグラフに多くを負っている。

Paton, H.J: *An Alleged Right to Lie—A Problem in Kantian Ethics*, *Kant-Studien* Bd. 45. (1954), SS. 190-203.

Hofmeister, H. E. M: *The Ethical Problem of the Lie in Kant*, *Kant-Studien* Bd. 63. (1972), SS. 353-368.

前者は、カントの倫理学体系全体に照らして虚言論の矛盾を批判する立場から書かれているのに対し、後者は、むしろそれらの首尾一貫性を論証する立場から書かれている。両者に共通する点は、カントの虚言論を直ちに彼の倫理学説の極端な厳格主義、原則主義の現われとする見方を性急な短見だとして斥けていることである。

- (8) 例えば、小原信『状況倫理の可能性』、中央公論社、1971、209-211頁、岩村信二『情況の倫理』、ヨルダン社、1972、23-27頁等を参照。Vgl. Hofmeister: *op. cit.*, S. 353 f.
- (9) Paton: *op. cit.*, S. 202.
- (10) Klein, H. D: *Formale und Materiale Prinzipien in Kants Ethik*, *Kant-Studien* Bd. 60. (1960) S. 194.
- (11) Henri Benjamin Constant de Rubecque (1767-1830).
- (12) Kant: VIII, S. 425.
- (13) Ibid. a. a. O.
- (14) Ibid. a. a. O.
- (15) Ibid. a. a. O.
- (16) Vgl. Paton: *op. cit.*, S. 194.
- (17) Kant: VIII, S. 426.
- (18) Paton: *op. cit.*, S. 194.
- (19) Kant: VIII, S. 426.
- (20) Hofmeister: *op. cit.*, S. 363 f.
- (21) Kant: VIII, S. 426.
- (22) Paton: *op. cit.*, S. 194.
- (23) Hofmeister: *op. cit.*, 364.
- (24) Kant: VIII, S. 426.
- (25) Hofmeister: *op. cit.*, S. 362 f.
- (26) Kant: VIII, S. 426 f.
- (27) Ibid. S. 428. 引用箇所における〔 〕内は筆者（以下同様）。

- (28) Ibid. a. a. O. cf. *noxa* → 禍, 過失 *laesio* → 故意の傷害, 中傷.
- (29) Kant: GMS., IV, S. 393.
- (30) Kant: VIII, S. 428.
- (31) Vgl. a. a. O.
- (32) Kant: IV, S. 414 f.
- (33) Vgl. Ibid. S. 414 ff.
- (34) Kant: GMS. Vorrede, IV, S. 392.
- (35) Kant: VIII, S. 426.
- (36) Kant: IV, S. 390.
- (37) Kant: VIII, S. 426.
- (38) Ibid. S. 427.
- (39) フレッチャー, J: 前掲書などに顕著な個別的事例に基く考察態度は, このことをよく示している.
- (40) 小倉志祥『カントの倫理思想』, 東大出版会, 1972, 240頁.
- (41) 同書同箇所.
- (42) Kant: MST., VI, S. 429.
- (43) Ibid. a. a. O.
- (44) a. a. O.
- (45) Ibid. S. 431. MST. における虚言論は叡知的な性格を持つ倫理的行為主体としての自己自身に対する義務との関わりで展開されているため, 形而上学的色彩が強い. それに対して P. Menzer が編纂したいわゆる『倫理学講義』にみられる虚言論は, 他人に対する倫理的義務との関係において論じられているため, かなりニュアンスの異なったものになっている (小西, 永野共訳『カントの倫理学講義』, 三修社, 昭44., 290-294頁). Vgl. Paton: op. cit., S. 200 f.
- (46) この問の事情を浜田義文氏は次のように定式化しておられる。「カントでは考察の中心がもっぱら自己の内面の意志規定の問題におかれるために, 主体対主体の関係, 自己と同じ行為者としての他者の概念は積極的には登場しえず, 単に背後に予想されるにとどまる。」(浜田義文「カントにおける人間の自覚」, 『理想』No. 498, 12頁).
- (47) Zwingelwerg, H. W: Kants Ethik und das Problem der Einheit von Freiheit und Gesetz, H. Bouvier u. Co. Verlag, Bonn, SS. 1-3. Vgl. Klein: op. cit., SS. 183-197.. 小倉: 前掲書, 237-238頁, 門脇卓爾「道徳と形而上学」, 『理想』No. 498, 13-24頁.

カントと状況倫理の問題

- (48) Kant: GMS., IV, S. 420.
- (49) 小倉: 前掲書, 371-2頁参照.
- (50) 小原: 前掲書, 241頁, 同『状況倫理ノート』, 講談社, 昭49., 34頁, 等を参照.
- (51) ニーバー, H. R: 前掲書, 73頁, フレッチャー, J: 前掲書41頁, 小原『状況倫理ノート』, 32頁, 等を参照.
- (52) J. マッコリー 『現代倫理の争点』, 古屋安雄訳, ヨルダン社, 1973, 35-36頁参照.
- (53) もっとも「状況倫理」における唯一の普遍妥当的原理ともいうべき「愛」というものが, カントの「道徳の最高原理」に代りうるものかどうかという問題は, あらためて問われなければならない.
- (54) ある状況の中での行為の選択に際して幸福の原理としての実用的格率と道徳の原理としての倫理的格率とが背反する場合には, その状況に「ふさわしい行為」を一義的に決定することは困難になる. しかしカントにとっては, そのような場合にかえって行為の(他の意味から区別される限りでの)倫理的意味が一層鮮明になるのである(Kant: GMS., IV, SS. 421-423.).
- (55) ここでいささかイロニーな見方をすれば, 現代世界でのトータルな管理社会化の進行と, その内部における個別的小場面での「機転の利いたタイミングのよい言動」としての「応答」(response) (小原『状況倫理ノート』36頁)を求める状況倫理の抬頭は, あまりにも符節が合いすぎてはいしまいかと思うのである.

Kant und Situationsethik

—einige Probleme, die aus der Lehre
Kants über Lüge hervorgehen—

Mitsuhiko Komatsu

Inhalt

1. Vorrede
—der Hintergrund dieses Themas
2. Von « Über ein vermeintes Recht, aus Menschenliebe zu lügen
(1797) »
—die Richtung der Kantschen Fragestellung
3. Zum Beschluß
—Zwei Richtungen der Problematik und die unerörterte
Probleme